一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾奥谷字下川原五四六の一、五五一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県美濃市大字蕨生字佐倉二七八八の二、二七八九の二、二七九〇の二、二七九一の二、二八〇四の二から二八〇四の六まで、三一八〇の一から三一八〇の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県岐阜市諏訪山一丁目一七七から一七九まで、一五二から一五五まで・一五八から一六七まで・一六九から一七三まで・一七四の一・一七五の一・一七六（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、本巣市根尾奥谷字翁洞口八九の一、八九の二、九八、九九、大垣市上石津町下山字平岨八九七、八九八、九八五の一、九八八、九九〇の一、字東山三五六八の九、中津川市川上字森平九〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、農林水産省又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ⑴に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

一　農林水産省から交付する特定補助金等
自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発事業に係る委託費、水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発事業に係る委託費、農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発事業に係る委託費、農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発事業に係る委託費、鳥インフルエンザ、ＢＳＥ、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発事業に係る委託費、生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発事業に係る委託費、食品素材のナノスケール加工及び評価技術の開発事業に係る委託費、生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発事業に係る委託費、新農業展開ゲノムプロジェクト事業に係る委託費、動物ゲノムを活用した新市場創出のための技術開発事業に係る委託費、アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト事業に係る委託費、気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発事業に係る委託費、地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発事業に係る委託費、農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発事業に係る委託費、環境変動に伴う海洋生物大発生の予測・制御技術の開発事業に係る委託費、ウナギの種苗生産技術の開発事業に係る委託費、海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発事業に係る委託費、レギュラトリーサイエンス新技術開発事業に係る委託費、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業に係る委託費、画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備事業に係る委託費、森林・林業技術開発推進事業のうち森林整備効率化支援機械開発事業に係る委託費、技術開発・普及推進事業のうち漁船等の省エネルギー化、安全確保を推進する技術の開発事業に係る委託費及び補助金並びに技術開発・普及推進事業のうち水産分野の地球温暖化対策、バイオマス資源の利活用技術の開発事業に係る委託費
二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等
イノベーション創出基礎的研究推進事業に係る委託費及び民間実用化研究促進事業に係る委託費

○経済産業省告示第百五十五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ⑴に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

経済産業大臣　海江田万里

一　経済産業省から交付する特定補助金等
地域イノベーション創出研究開発事業に係る委託費、民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業に係る補助金、戦略的国際標準化推進事業のうち国際標準共同研究開発に係る委託費、アジア基準認証推進事業に係る補助金、リアルタイム・キャリブレーション技術開発に係る委託費、資源循環実証事業に係る補助金、土壌汚染対策のための技術開発のうち原位置処理重金属等土壌汚染対策技術開発に係る補助金、革新的省エネセラミックス製造技術開発に係る委託費及び補助金、低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（ＮＥＤＯ交付金以外分）ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発に係る委託費、ライフサイエンスデータベースプロジェクトに係る委託費、バイオインダストリー安全対策事業に係る委託費、土壌汚染対策のための技術開発のうちＶＯＣの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術に係る委託費、密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発に係る委託費及び補助金、次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発事業に係る委託費、石油資源遠隔探知技術の研究開発事業に係る委託費、革新炭素繊維基盤技術開発事業に係る委託費、産業技術実用化開発事業費補助金（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発・実証事業）、産業技術研究開発委託費（次世代高信頼・省エネ型ＩＴ基盤技術開発・実証事業）、組込みシステム基盤開発事業に係る補助金、次世代半導体回路構成（アーキテクチャ）実用化支援事業に係る委託費、課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業に係る委託費、次世代エネルギー・社会システム実証事業に係る補助金、次世代エネルギー技術実証事業に係る補助金、先進型坑廃水処理技術開発事業に係る委託費、新事業活動促進支援補助金のうち地域資源活用売れる商品づくり支援事業に係るもの、新事業活動促進支援補助金のうち新連携支援事業に係るもの、新事業活動促進支援補助金のうち農商工等連携対策支援事業であって事業化・市場化支援事業に係るもの並びに戦略的基盤技術高度化支援事業に係る委託費